

## 教育刷新委員会における佐野利器の議論から見る 山形大学創立の理念

橋爪孝夫

(山形大学 教育開発連携支援センター)

はじめに

山形大学はその創設に当たり、山形県内の旧制山形高等学校、山形師範学校、山形青年師範学校、米沢工業専門学校等の4校に新たに開校予定であった山形県立農林専門学校を加えて一つの新制大学を構成することとした。そのため山形大学創立時の学部はそれぞれ前身の学校を基礎とし文理・教育・工学・農学の4学部となっている。

このうち文理学部の前身となった旧制山形高等学校は、敗戦直後の段階では東北大学と合併しそのジュニアカレッジとなる構想を持っていた。最終的にはこの構想は断念されたが、当時の記録を見るとその経緯については『山形高等学校山形大学文理学部五十年史』掲載の年表に存する「昭和二三年七月二九日 文部省の意向に従い山形高等学校は東北大学との合併を断念し山形大学設置案を取る」(註1)の記述に代表されるように、関係者の意志が文部省の権限により認められなかったという著述が散見される。

この点について先述の『五十年史』では当時の経緯を以下のように記している。

山高教授会・父兄・学生が一体となって東北大学合併運動が展開されたが、文部省では早くから一県一大学構想を明らかにし、昇格準備委員会の交渉には難色を示していた。(中略)折しも、インフレは治まらず学生生活は不安定であり、左翼的な学生運動も活発な時期にあつて、全学連が結成され、六月二六日、大学・高等学校・専門学校百余校参加の全国的規模による授業値上反対のゼネストが企てられ、山形高等学校もストライキに突入した。(中略)

山高教授会は遂に文部省の意向に従い一県一大学構想の山形大学に参加せざるをえない事情を認め、七月二九日に、山形高等学校は東北大学合併を希望しこれに向って努力を重ねて来たが、国家のおかれている地位と周囲の事情とを考慮して東北大学との

合併を断念し、今後山形大学に参加して山形県の文化の向上のために努力する趣旨の声明を発表した。

(註2)

このような記述は、意志を挫かれた旧制山形高等学校の関係者からすれば尤もな内容かもしれないが、山形大学全体の創立起源という視点からは、設立理念の中に含まれたであろう教育的意図が見えて来ない感がある。関係者の尽力に対し「一県一大学」の結論ありきで文部省からの圧力があり、学生運動等の社会不安の中で、国情に配慮し「やむを得ず」のような形で現在の山形大学の基礎が形作られた、という「開学の経緯」は事実であるとして、では当時の文部省はどのような発想で旧制山形高等学校と東北大学の合併を認めず、山形大学として県内に残そうとしたのか、その意図に含まれた教育的理念を明らかにすることが必要である。

本稿ではその手掛かりとして、山形県出身の建築構造学者にして教育者である佐野利器(さの・としかた 1880-1956)に着目した。佐野は山形大学設立当時、戦後日本の教育改革を主導した教育刷新委員会の一人として活動しており、その教育論が山形大学開学の経緯に少なからぬ影響を与えたと考えられるからである。

### 1. 佐野利器の戦後教育改革参加の経緯

佐野は1880(明治13)年4月11日、山形県西置賜郡荒砥町の旧家山口三郎兵衛の四男、山口安兵衛として生まれた。旧制米沢中学校に進学し、三年生在学時に同校英語教師であった上山市八幡丁在住、佐野誠一郎家に養子に入り、この時姓名を佐野利器と改めた。当時16歳であった。

その後東京帝国大学建築工学科へ進学し、辰野金吾に学ぶ。1903(明治36)年卒業。大学院へ進学するとともに、この時代から講師として教育活動に携わっている。研究者としての専門は建築構造学で、

1915（大正4）年には「家屋耐震構造論」で工学博士を取得。1918（大正7）年には東京帝国大学工科大学教授となる。特に耐震構造学については日本における開拓者であり、その専門性は1923（大正12）年の関東大震災直後、後藤新平に請われて帝都復興院理事、建築局長を兼任した復興計画の中でも区画整理事業や耐火建築への助成事業など、実際上の効果を持って大いに発揮された。

当時の日本の知識人の例に漏れず、1906（明治39）年のサンフランシスコ地震視察や1911-14（明治44-大正3）年のドイツ留学などの機会に海外に視野を広げており、国際的な感覚を強く身につけており、メートル法やローマ字論の熱心な推進など、科学的精神と合理的思考に基づき、日本の近代化のために必要な場面では伝統文化だけに固執することなく、海外の知見を取り入れる事にも積極的であった。

その合理的精神は、例えば日本最初の本格的鉄骨構造事務所建築であった日本橋丸善書店に見られる鉄骨+煉瓦の構造や、震災後の東京市内の小中学校校舎全部を鉄筋コンクリート構造で復興した事例など、佐野の手がけた建築物に端的に現されている。

佐野はまた教育活動にも熱心であり、1929（昭和4）年に帝都復興院を退官した後は教育現場に戻り、日本大学の工学部長と予科理科長を兼任するなどして私学教育に力を尽くしていた。

1946（昭和21）年、占領下日本の教育改革の中で米国教育使節団が来朝するに際し、これに協力すべき日本側教育家の委員会を設置することが指令された。この名簿の中に佐野利器の名前があったことも、研究者、建築家、実務家、教育者として佐野の経歴・実績を考えれば当然のことであったとも言える。

その後、米国教育使節団の補佐が任であった日本側教育家の委員会は発展的に解消し、主体的に戦後日本の教育改革を主導する教育刷新委員会へと再編成された。この教育刷新委員会における議論の中で、佐野の科学的・合理的精神に富んだ教育論が光彩を放つこととなる。

## 2. 教育刷新委員会での議論の中に見る佐野利器の教育論

戦後日本の教育改革に重要な役割を果たした教育

刷新委員会の第一回総会は1946（昭和21）年9月7日に開かれた。敗戦よりほぼ一年を経て早急に日本の教育制度を改革する必要から、この日の会議の時点で文部省では既にいくつかの「緊急教育問題」を準備し、主として学校教育に関する具体的な審議を開始する手はずを整えていた。

しかし、刷新委員からは文部省の用意した議題とは別して、この戦後教育改革の機会に「教育の根本理念」に関する議論を行う必要がある、という意見が多く出された。これを受けて年9月20日に開かれた教育刷新委員会第三回総会の際は、出席した各々の委員が戦後日本の教育根本理念について自らの考えを明らかにする場となった。

佐野もこの第三回総会に出席しており、教育の根本理念について以下のように発言している。

従来軍国主義又は極端なる国家主義が矢張り教育の根本理念の一つであったことを思いますと、それを一掃して民主主義教育にするのだということであれば、その民主主義が即ち根本理念の重要な一つとなる訳であります。今日政治、産業、教育文化、あらゆる方面に於て、軍国主義又は極端なる国家主義を一掃して民主主義的に改造するという時の民主主義というものは、非常に広汎なる意味を有するのであって、民主というような文字よりも、他人を敬愛する主義とか、或はもっと大きく言えば人道主義或は公共主義といえるような唱えの方が良くはないかと思う位の意味を持つもので、この思想を相当徹底せしめ訓練する必要があります。（註3）

この発言からは戦後教育改革に対する佐野の基本的な姿勢を読み取ることが出来る。その一つは、文部省の提案するような個別具体の議論より先に教育全体の理念を確立する必要がやはりあり、またその理念は民主主義教育に求められるのだ、ということ。そしてもう一つ、にも関わらず教育勅語体制下の天皇中心の教育理念から戦後新たに生まれた国民主体の教育理念への転換という民主主義教育第一の特徴を全面に押し出すのではなく、人々の間に他者への敬愛、人道、公共といった要素を伸長させるものとして民主教育の特徴を捉えていく姿勢であった。

これは佐野に限らず、教育理念の大転換が必要と

なった戦後教育改革の過渡期において教育刷新委員の多数に共通した認識であった。敗戦という未曾有の事態を前に、国民主権を主張するあまり国家の存立を危うくすることを避ける考えから、例えば文部省においては敗戦直後の段階では「国体護持」を合言葉としていた。8月15日より一年以上が経過しても、戦前に利己的思想を育んだような、行き過ぎた個人主義に対する警戒は民主教育を支持する教育刷新委員会の中においても強かったと言える。

過渡期という事ではもう一つ、注意しておくべきことがある。ここで佐野は戦前の教育勅語体制下における「軍国主義又は極端なる国家主義」に基づく教育を一掃することには言及しているが、軍国主義には至らない、極端に推し進められてはいない状態での国家主義を否定しているわけではない。これも当時の教育刷新委員の多くに共通した考えであり、そこには戦前の国家主義体制の日本の中でも、人格主義的であったり、民主的であったり、科学的精神に基づいた教育をある程度は成し得たとの自負もあったと考えられる。特に大正新教育の時代を経験したオールド・リベラリストと呼ばれる人々の中には、戦前の日本は軍部の独走により国家が軍国主義又は極端なる国家主義へと馴致されたことが問題であった、科学的教育自体は世界の中でも高い水準で行われていた、との理解もあった。帝大出身の佐野もそのような考えの持ち主であったのかもしれない。

このような過渡期の発想が、教育理念の天皇中心から国民中心への大転換にも関わらずその点には触れずに教育改善の議論を進めるという離れ業を可能としていた。教育刷新委員会における議論の中では、森戸辰男、南原繁、務台理作といった委員の批判により徐々に民主的教育の理念が闡明され、その中から新教育の理念や教育基本法も立ち上がって来つつある、そのような情勢の中での刷新委員会での議論から佐野の教育論の特徴を見つめる。

### ○教育の機会均等

前述のような状況により、文部省の思惑を超えて教育刷新委員会での議論は教育の根本理念にまで遡って開始された。これは総会とは別に第一特別委員会を立て、そこで議論されることとなった。

そして文部省が準備していた喫緊の課題の一つ目として、義務教育とも直結する下級学校体系についての議論が第二特別委員会で行われることとなり、佐野はこの委員に選ばれている。

戦前の日本では複線型の教育制度が採られており、尋常小学校を卒業した時点で高等小学校に進学できるかどうかで進路の分かれ目があり、その後旧制中学校に進学できるかどうかでまた進路の分かれ目があり、これらの分岐は後から取り返しがつかないという、一部の人間にだけ上位の教育を受ける機会がある制度であった。教育刷新委員会総会では教育の機会均等の見地からこの制度的問題が強く指摘され、第二特別委員会を立てて議論することとなったのだが、ここで1946（昭和21）11月8日の第11回会議における佐野の発言を記憶しておきたい。

勤労青年に、雇用者に義務付けをして、高等学校教育を受けさせるというようなことに付ては誠に御同感であります。是非そうしなければならぬものと考えます。此の階級の青年を教育することは教育の上で最も重要な問題であることも御同感です。唯ここにはどういう工合にしたらいかに付て非常に難問題があると思う。それは市若しくは大きな町等には高等学校が出来易い、立派な高等学校が出来易い、従ってそれに近い所に勤労しておる青年は、其の学校の夜間部とか、或は何とか部というものに入れればいいのですから別な学校を要しない、それに入れればいいという便宜を持ってありますが、さて村における青年、数から言えば非常に大きなものだと思います。この村における青年が勤労しながら少し離れた町の高等学校に行つて、さっき申したような種類の学校に入つて、これは簡単なことじゃない。なかなか困難であります。(註4)

機会均等の原理原則に基づき、どの委員も旧制中学に進学できなかった青年学校の学生にも平等に教育を受ける機会を設けたいということには賛成であったが、山形の農村出身であった佐野の意見は更に具体的であった。掛け声だけでなく実際上の手立てを講じなければ教育の機会均等は成し得ないとの実感を持っていたのではないかと推察される。

### ○専門教育と教養教育の関係

佐野は第二特別委員会に引き続き、上級学校体系について議論した第五特別委員会の委員にも選ばれている。高等教育に関わる上級学校体系に関する発言は山形大学の成立と関連して重要であり、まずは1946（昭和21）年11月14日の第1回会議における以下の発言に注目したい。

主として是は工業教育に付て持って居る経験ですが、専門学校と大学とで工科の技術を学んだ、そして会社工場等に入ったものに付て見ますと、やはり人物と言いましようか、本来の性質が出まして、事業をやって行くとか、商売をやって行くとかいうものでは、大学も専門学校も似たような発達をして参ります。大きな違いは見ない。従って商売向の方に入った者は、技術を学んでも大した違いはありませぬが、工場なり現業なりの技術で行って居る部面では、大きな差が出て来る。専門学校はどうしても伸びが悪い。是は社会的に「レッテル」で行って居るのじゃない。事実がそんなんです。（註5）

押しも押されぬ工学の専門家として教育刷新委員に任命された佐野が戦前における専門学校の専門教育に特段の意義を認めておらず、レッテルを貼っているのではなく事実であると断言しながら「専門学校の技術の教育というものをなくしても宜い」とまで発言していることは強く注目される。

この発言の意図は翌1947（昭和22）年2月7日の第12回会議において更に明確にされる。佐野は1946（昭和21）年の暮れから体調を崩し委員会を欠席してしまうが、年明け最初の会議に復帰早々、新制高等学校の四年制に言及し以下のように述べる。

三年の学校があることは妨げないですが、四年の学校を是非欲しい、こう考えた所以は、矢張り一般のカルチャーをやりながら専門をやって行く、この学校が相当効果のある役立つ学校になるであろうと考えて、四年の高等学校を是非欲しいと思って居った訳であります。（註6）

これは能力を伸ばしていける専門家を育てるためには、専門教育だけを行うのではなく教養教育に力を入れる必要があるという主張であり、教育刷新委員会において委員たちが戦後日本の高等教育機関をどのような水準と考え定めて議論していたかを知る

上で重要な意味を持っている。そしてこのような佐野の意見は、高等教育機関の代表である大学についても同じように主張されることとなる。

#### ○総合大学への眼差し

ここまでに見て来た佐野の二つの意見、教育の機会均等の実現と、専門教育と教養教育の総合とが、論理的帰結として「総合大学」の必要を主張することとなる。1946（昭和21）年12月5日の第五特別委員会第4回会議においては新しい時代の教師教育が大きな議題となったが、その席で佐野は旧来の師範学校に相当する六十という数の師範大学を新しく設立することが現実的には困難であることに触れ「自分でも練れた考えじゃありませんが」と前置きした上で以下のように述べている。

県に一つとか、場所によっては二つ置かなければなりません、配置等は別として、大学を沢山作る。仮りに県に一つとして考えて見ましよう。師範学校は必ずあるし、そこに専門学校も、一つある所と三つあるところもある。そこらを昇格させて総合大学を作る。そこには工学部というようなもの、或は商学部も、農学部もある。その一つの学科として師範科というものがある。つまり、大学というものが県に一つ位ずつあって、その中に師範科というものがあるというような考え方は、どういふものであろうか？（註7）

戦前日本の教師教育の問題に関連して、師範学校は全て廃止し新しい時代の教師教育は大学で行う、つまりは教師教育に併せて教養教育を受けた者が教員資格を得ることが重要だと考えられていた。佐野の意見は一県に一つは大学を創設することで教育の機会均等を実現しつつ、その内実は戦前からの日本の教育資源である多数の専門学校を有効活用し、各種専門教育と教養教育を両立できる総合大学を形成するという、実現可能性を帯びた発想であり、この日第4回会議に出席していた他の刷新委員や文部省係官に共感を持って迎えられた様子が伺える。佐野の総合大学構想は翌1947（昭和22）年3月24日の第21回会議においては「一つの県に一つの大学が出来て、その大学がその県の文化の中心になって行くというような考え方で、ある程度低いかも知れないが、とにかく最高学府というものを県に一つずつ持って行く。そ

の中にはその県にある高等学校なり師範学校なり専門学校なりが入って大学を組織する」(註8)という形で更に具体化されていった。

#### ○戦後における旧制高等学校の在り方

教育刷新委員会の議論の中で、旧制一高の校長であった天野貞祐はその「良き伝統」を惜しみ、教育の機会均等の原則から外れるとしても旧制高校の仕組みを何らかの形で残そうとしていたが、ここまで見て来たような教育の機会均等についての考えを強く持った佐野は天野の意見に真っ向から反対している。これが顕著に見えるのは1947(昭和22)年11月28日の第五特別委員会第27回会議の席上である。

ここで佐野は天野の主張だけでなく、文部省から出された過渡的措置としての三年制大学案の双方に対し「この両方にわたしは賛成いたし兼ねます。折角できた学制を乱すものである」と明確に反論を述べ、更に天野が存置しようとする旧制高等学校についても「第一高等学校で仮に言うならば、それは東京大学の一部になって欲しい。東京大学などはむずかしい方で、仙台を考えて見ても、山形を考えて見ても他の高等学校の所在地を考えて見てもそういうことができるのであります」として議事録で見るとほぼ一ページに渡り縷々自説を展開している。(註9)

この年の3月に教育基本法が公布・施行され戦後新教育の体制が整った後ということもあり、佐野の主張には迷いが無い。この第27回会議には文部省学校教育局大学教育課長・春山順之輔と文部省学校教育局師範教育課長・玖村敏雄の両名が陪席しており、佐野の述べた旧制山形高校は山形の大学へ、という主張を耳にしていることも注目される。

#### ○大学の国土配置をめぐる

教育刷新委員会の議論と並行してこの当時、後の大学基準協会となる大学設立基準設定協議会では新制大学の設置基準についての議論が盛んに行われていた。1947(昭和22)年12月5日の第五特別委員会第28回会議において文部省学校教育局長よりこの時点での大学設置基準案の紹介が行われた際、教育の機会均等の視点から佐野は以下のような発言を行っている。

国が大学の設置を許そうかどうかということ判断

するのには、それが必要であるか必要でないか、或はその場所において国策的にどうだろうか、こういうことを抜きにしてはできないのじゃないかと思うのです(中略)この基準は高さだけで後は文部省のお考えだけでやるのだということになりますか。(註9)

この日紹介された大学設置基準案は、大学の在るべき学術的水準に重きを置いており、農村部出身の佐野が刷新委員会で主張してきたような地理的に教育の機会均等を意識しての設置などは考慮されていなかった。佐野はこの日「国全体との関係が何もないのでは基準書としておかしいのではないか」「国策上のことが織込まれていないというのは、如何にも設置という趣旨に対してどうであろうか」「一番先にそういうことが表わしていないと設置基準ではないじゃないか」などと、二度三度、四度と重ねて疑義を表している。この日の佐野の指摘から、教育刷新委員会は大学の国土計画的配置に関する事項を審議する第十四特別委員会を設置する運びとなった。

そして、当然のようにこの第十四特別委員会の委員に選ばれた佐野は、1948(昭和23)年5月13日に開かれた第1回会議において第五特別委員会以来の一県一大学の持論を山形県を舞台に米沢の工業学校と近所の高等学校、師範学校といった具体的な例を挙げて意見している。第十四特別委員会の主査は山崎匡輔副委員長であったが、佐野の存在もあってか国土計画的配置を考える上での例として山形県を取り上げることとしたため、必然的に佐野の意見はこの特別委員会で大きな影響力を持つこととなった。

### 3. 山形大学創立過程への影響

第十四特別委員会の第2回会議は1948(昭和23)年5月28日に行われた。なおこの時点で旧制山形高校は、前年10月に元東北大学法文学部長・高橋里美氏を校長に迎え、東北大学との合併に向けて積極的な運動を続けているところであった。

さて、委員会では山形県を例の一つ目として新制大学の国土計画的配置を議論していたため、委員たちはこのような県内事情も文部省から報告を受け承知していた。その席上で佐野は前回と同じく師範学校と工業専門学校、高等学校を束ねて山形大学を作るという案を強く推すと共に「東北大学の方で、山

形高等学校を欲しいということだそうですが、そのことは新聞でも見ましたけれども、ぜひそんなことにならないように。東北大学としては、第二高等学校だけで学芸大学に……」などと自らの要望を述べている。

(註10) この件に関しては教育刷新委員会の中で佐野が一貫した主張を続けてきていたためか、主査を含めて他の委員も山形大学の東北大学との合併には否定的であった。この翌日、1948(昭和23)年5月29日に東北大学評議会は第二高等学校と山形高等学校の合併を決議したが、以上のような経緯によりこの決議は中央の教育刷新委員会での議論とは噛み合わないものとなっていた。

2か月後の7月29日、教育刷新委員会は第十四特別委員会の議論の成果を「大学の国土計画的配置について」として報告した。その中には「実際上の方針」として以下のような内容が記されていた。

(一) 地区の中心たる大都市の国立総合大学には、なるべくすべての部門を網羅して、その地区の文教の中心たらしめること。

(二) 各都道府県には、なるべく複合大学(或いは連合大学又は協定大学等—以下単に複合大学と称す)をおき、その都道府県の文教の中心たらしめること。

(三) 各都道府県の複合大学には必ず学芸学部若しくは文理学部をおき、教員養成を兼ね行わしめること。

(四) 各都道府県の複合大学には、なるべく農学部若しくは農学の講座又は農学研究所をおき、地方農業の発達に資すること。(註11)

この「実際上の方針」がどれ程の効力を伴ったかは不明であるが、(二)の内容などは旧制山形高校を強く新制山形大学に結びつけるものであると言えるだろう。この報告が為された7月29日、同じ日付で山形高等学校は東北大学との合併を断念する旨の声明を発表し、翌7月30日には新制山形大学創立に向けた第一回の打ち合わせ会が開催された。

#### おわりに

以上、山形大学創立当時の様相を、教育刷新委員会における佐野利器の議論から読み解いてみた。山形高等学校がその完結した教養教育機関としての機能を保持したまま「東北大学のジュニアカレッジ」を目指したことも、戦後の日本には一県に一つは多

様な専門教育と教養教育を両立できる総合大学が必要だと考えた佐野や刷新委員らにしても、戦後日本の大学においては教養教育が重要だと考えていたことは疑い無い。相克の中から生まれた「山形県において専門と教養が総合された大学教育の機会を保障するための国立大学」という存在であることが、そのまま山形大学にとって理念の体现であると言える。

六十余年が過ぎた現在、地域連携の観点からも「大学の国土計画的配置」は益々重要となっている。先人の意思に汲みつつ、新たな役割に尽力したい。

<註>

1) 『山形高等学校山形大学文理学部五十年史』山形高等学校五〇年山形大学文理学部二〇年記念会 p.260

2) 前掲書 p.140-141

3) 『教育刷新委員会審議会会議録 第一巻』岩波書店 p.50

4) 『教育刷新委員会審議会会議録 第六巻』岩波書店 p.349

5) 『教育刷新委員会審議会会議録 第八巻』岩波書店 p.8

6) 前掲書 p.186

7) 前掲書 p.74

8) 前掲書 p.326

9) 前掲書 p.395

10) 『教育刷新委員会審議会会議録 第十一巻』岩波書店 p.291

11) 『教育刷新委員会審議会会議録 第十三巻』p.82

<引用文献>

1995 『教育刷新委員会審議会会議録 第一巻』岩波書店

1997 『教育刷新委員会審議会会議録 第六巻』岩波書店

1997 『教育刷新委員会審議会会議録 第八巻』岩波書店

1998 『教育刷新委員会審議会会議録 第十一巻』岩波書店

1998 『教育刷新委員会審議会会議録 第十三巻』岩波書店

1970『山形高等学校山形大学文理学部五十年史』山形高等学校五〇年山形大学文理学部二〇年記念会

<参考文献>

1993『建築大辞典 第二版』彰国社

1979『日本人名大事典 現代』平凡社

1983『山形県大百科事典』山形放送(株)

年	1945		1946					1947										1948					1949							
月日	8月15日	11月	8月10日	9月20日	11月	11月8日	11月14日	12月5日	2月7日	3月24日	3月31日	4月3日	7月23日	8月10日	10月15日	11月28日	12月5日	12月27日	5月13日	5月28日	5月29日	6月26日	7月3日	7月29日	7月30日	8月1日	8月11日	5月31日		
出来事	敗戦に伴い山形高等学校、動員解放	山形高等学校にて学園民主化運動の生徒大会が開かれる	教育刷新委員会設置さる	教育刷新委員会第3回総会	山形高等学校では文化祭が開催され校内新聞「ふすま」が発刊	教育刷新委員会第2特別委員会第11回会議	教育刷新委員会第5特別委員会第1回会議	教育刷新委員会第5特別委員会第4回会議	教育刷新委員会第5特別委員会第12回会議	教育刷新委員会第5特別委員会第21回会議	教育基本法公布施行、学校教育法公布	山形高等学校、大学昇格運動実行委員会を組織	山形高等学校ふすま同窓会、大学昇格促進運動委員会を組織	教育刷新委員会「文教施設の整備に関する件」を報告	山形高等学校、単独での大学昇格の希望を文部省へ答申	元東北大学法文学部長・高橋里美氏が山形高等学校校長に就任	教育刷新委員会第5特別委員会第27回会議	教育刷新委員会第5特別委員会第28回会議	教育刷新委員会「大学の地方委譲自治尊重並びに中央教育行政の民主化に関する決議」を報告	教育刷新委員会第14特別委員会第1回会議	教育刷新委員会第14特別委員会第2回会議	第二高等学校と山形高等学校の合併を東北大学評議会で決議	全国授業料値上げ反対ゼネストで山形高等学校もストライキ突入	山形高等学校高橋里美校長辞任、北岡馨校長就任	教育刷新委員会「大学の国土計画的配置について」を報告	趣旨の声明を発表	山形高等学校は東北大学との合併を断念し山形大学設置案をとる	山形高等学校にて第一回山形大学創立委員会を開催	山形大学設置認可申請書を文部大臣宛提出	山形大学発足